

視 察 報 告 書

報告者氏名 小田桐たかし ㊞

1 委員会名

教育福祉委員会

2 期 日

平成30年10月10日（水）～同12日（金）2泊3日

3 視察地及び調査事項

(1) 福岡県篠栗町（1日目）

小学校校庭の芝生化の取り組みについて

(2) 福岡県久留米市（2日目）

自殺対策事業について

(3) 福岡県志免町（3日目）

学童保育の需要増に対する対応策について

4 所感等

■ 篠栗小学校の芝生化された校庭を拝見したが、率直に言って「素晴らしい」の一言であった。その裏には、草刈りや水やりなど地域ボランティアの努力と積み重ね、ボランティアグループをまとめる柔軟さ、そして地域住民の参加意欲の高さがあってこそ成り立つが、同時に、教務など学校現場の職責者の努力と労力が欠かせないものと認識できた。また、芝の養生など使用不可となる時期と子どもの活動の関係におけるデメリットも理解できた。

一方で、この3年間の維持管理費が、おおよそ年間200万円弱しか経費がかからず、得られるメリットは大きなものがある。まず、芝生化された校庭で遊ぶ児童は、遊びながら寝っ転がることに何ら抵抗感はなく、運動会や体育でのケガも少ないと聞くことができた。また、地域ボランティアとの関係を持つ時間が長いことから、地域での人間関係が濃密になっているメリットもうか

がえた。さらに、事業がスタートしてから7年目でまだ検証は出来ないが、児童の心のよりどころ、思い出となることは間違いないだろう。将来、里帰りした際、自分の子どもに見せて自慢したり、友人との思い出話の一つに出てくるだろう。子どもにもこういう体験をさせたいと強く思うなど、郷土愛も育まれるものと思われる。芝生化によるメリット・デメリットを現地で深く学べ、本市における校庭芝生化に政策提案できればと考える。

本市での校庭芝生化は、当面、新設小学校で導入するかどうか、その後全小学校に広がられるのかが争点である。新設小では、砂塵対策や周辺の自然環境、隣接した施設との関係性、隣接学区からの通学希望者を増やす一面として芝生化は想定する範囲であるが、教師と児童の関係時間を充分確保するためにも、篠栗小学校とは異なり、人工芝による芝生化により、現場教師の負担軽減を図ることは必要不可欠であろう。また、芝不可と同時に、全天候型プール、特別室の十分な確保なども必要不可欠であり、慎重な施設設計が必要と思われる。

■久留米市の自殺対策事業は、大学医学部があり、開業医・医師会とも関係性が濃密という地域特性を生かした事業ではあるものの、大いに本市にも生かしたい事業内容であった。

とりわけ、かかりつけ医が心療内科（精神科）受診を進め、案外気軽に受診してもらおう取り組みは、本市ではあまり想像ができない。この背景に、情報交換・情報共有の取り組みはもちろんのこと、市内各団体（理髪店団体、タクシー団体、民生委員など）との連携、幾重にも自殺を防止したり、家族をサポートするセーフティネットが構築されていることは大変勉強になった。また、自殺するかもしれない対象者目線で、相談会場の設定や本のしおりへの自殺対策の記載などの工夫は全ての業務や、政策立案に活かせるものといえる。

本市においては、自殺防止に係る法律改正などを受け、H32年度以降から始まる新総合計画で自殺防止計画の策定・具体化を図ることとなっているが、それに向けた準備はなかなか見えてこない。自殺総合対策の更なる推進を求める決議（平成27年6月

2日参議院・厚生労働委員会)もあることから、関係機関との連携を深める研修会など視野を広げ、市民の間にも醸成を図る取り組みが必要と思われる。また、日本睡眠学会とも関係が深く、市内にある江戸川大学とも協力するなど地域資源の活用ができるのではないかとと思われる。.....

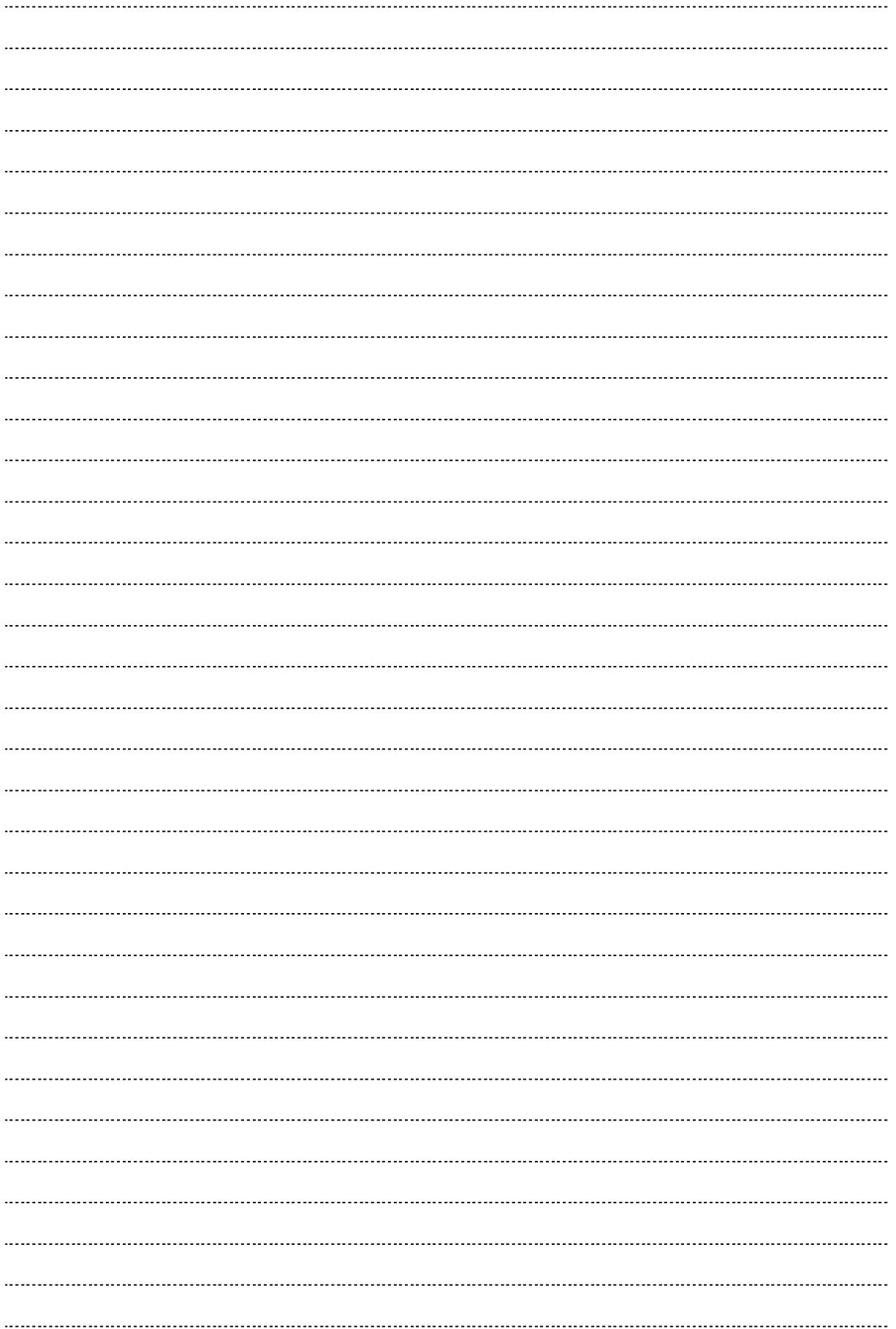
■本市同様に、志免町でも一部の地域で児童数が急増している小学校の学童保育の実態は、運営形態の違いはあるものの、参考にできるものが数多くあった。.....

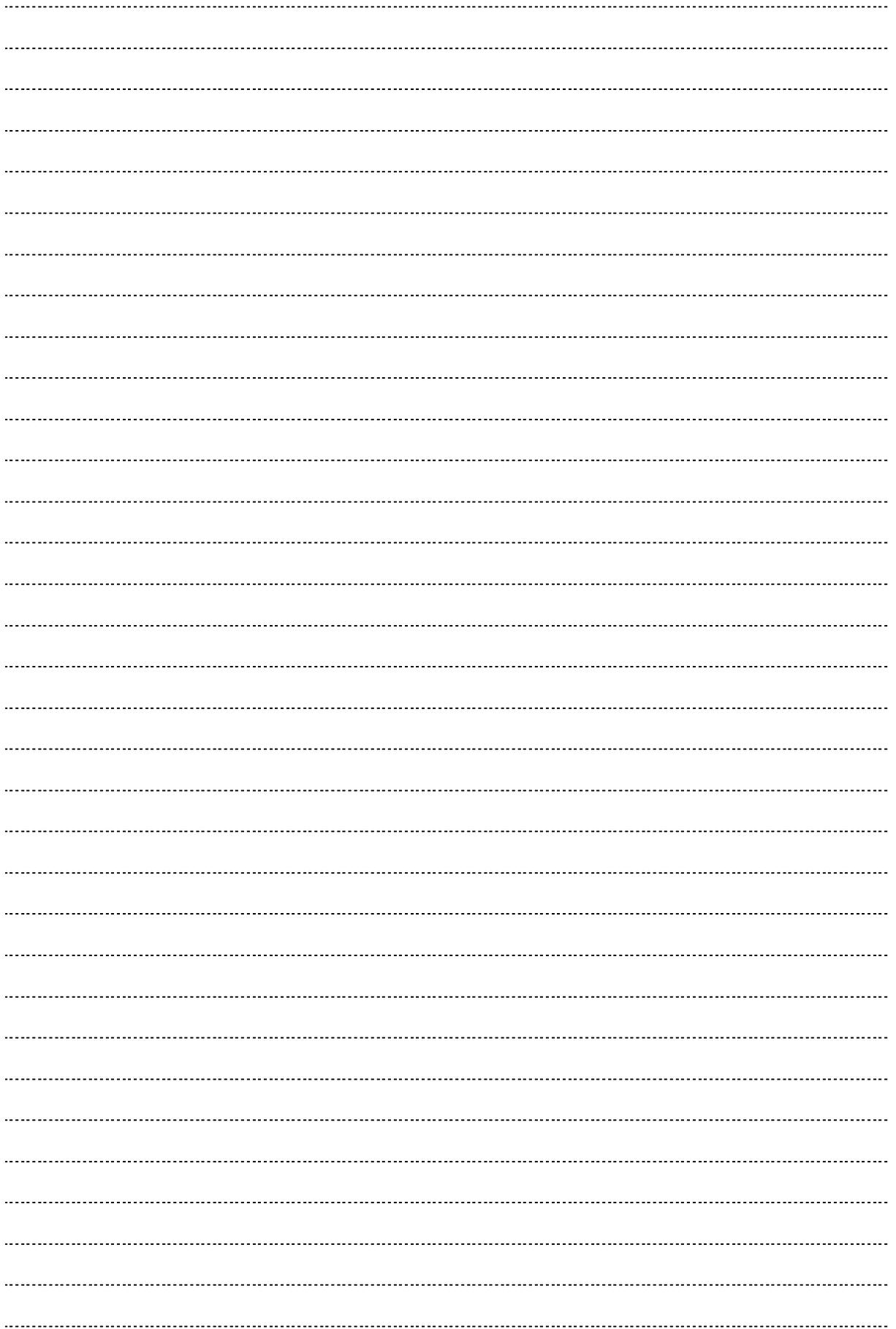
本市では、概ね国基準も踏まえ、児童40名で学童1グループとしているが、志免町は40～60名、以前は100名まで1グループで扱われていた。これを理由に本市における規制緩和が許されることにはならない。児童数に対する支援員の配置人数や資格、保育面積、その他関連施設との共有など細部にわたって検証すべきことがある。また志免町も100人規模から少人数化にしている経過途中であることから、自治体や各地域の学童保育の歴史を棚上げした規制緩和に陥ることは軽々である。

また、志免町は子どもの権利条例を有し、それが学童保育の隅々にいきわたらせているかどうかは十分把握できなかったが、子どもの施設ではこの条例をフルに発揮し、子どもの意見を学童保育の運営に活かすことができる環境となっていることも考慮すべきである。

学童保育の運営形態として、本市では指定管理制度を導入し、志免町では業務委託を導入している。業務委託の場合、入所申請・入所決定は行政が責任を持つことから事務手続きの業務は増えるが、行政が児童一人ひとりを手に平に乗せて業務にあたることができ、障がいの有無など児童への対応にとどまらず、保護者対応なども市が行うこととなり、施設や運営への改善や要望を出しやすい関係性を構築している。

本市では、可能な限り効率を求める指定管理制度が大きな課題と言え、現在の指定管理者への業務委託に変更するだけで、多くの課題を取り除けることに気がつくべきであり、期間5年で区切る今の方式は、指定管理制度を継続しても改めるべきである。ま





.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....